

## 令和5年度決算に係る「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、以下のとおり公表します。「早期健全化基準」を大きく下回っており、財政の健全性を保っています。

### 健全化判断比率(一般会計)

	実質赤字 比率	連結実質赤 字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率
令和3年度	—	—	6.0%	31.4%
令和4年度	—	—	6.0%	23.5%
令和5年度	—	—	7.2%	21.2%
早期健全化基準 (経営健全化基準)	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※「—」表示は黒字を意味します。

### 資金不足比率(公営企業会計・特別会計)

	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
観光施設事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0%

※「—」表示は黒字を意味します。